

富山市立学校における
医療的ケア児の受入れに関する
ガイドライン
(概要版)

令和6年3月

富山市教育委員会

富山市立学校における医療的ケア児の受入れに関する ガイドライン(概要版)

1 趣旨・目的

富山市立小中学校において、「医療的ケア」を受けることが不可欠である児童生徒を安全に受入れ、医療的ケア児が安心して学校に通学できるように、基本的な考え方や入学までの流れ、必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、留意事項を示したものです。

医療的ケアの実施により集団での学校生活が可能となる医療的ケア児に対し、他の子ども達との関わりの中で、安全を確保しながら、教育を行うことを目的として、本ガイドラインを活用します。

2 ガイドラインの構成

第Ⅰ 基本的事項

第Ⅱ 学校における医療的ケア児の受入れまでの流れと手続き

第Ⅲ 学校での医療的ケア実施体制及び対応

第Ⅳ 様式

参考資料

3 事業の概要

(1) 学校における医療的ケアの実施内容等

医療的ケアは訪問看護ステーションの看護師が行うことを基本とします。

①実施の要件

学校での受入れ体制(人員配置や施設環境等)が整えられているとともに、次の要件をすべて満たしていること

- ・病状や健康状態が安定し、学校生活において日常的に医療的ケアの必要性がある
- ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われている
- ・病状や医療的ケアに関する情報を、リスクを含め保護者と学校等で十分に共有できる
- ・必要に応じて、主治医との連携を図ることができる
- ・医療的ケアを行うにあたり、訪問看護での対応が可能である

②医療的ケアの対象者

- ア)富山市立学校に在籍する又は在籍を予定する園児、児童生徒で、
- イ)学校において日常的に医療的ケアを必要とし、保護者からの申込依頼があり、
- ウ)主治医の意見を基に、学校長、富山市立学校医療的ケア運営協議会の協議を踏まえ、教育委員会が実施可能と認めた者

③ 対象とする医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」における医療的ケアのうち、①の実施の要件を満たすものを対象とし、その他の医療的ケアについては、教育委員会及び富山市立学校医療的ケア運営協議会での協議を踏まえ、実施の可否を検討します。

<法における医療的ケア>

- ・人工呼吸器による呼吸管理(酸素療法を含む)・経管栄養(経鼻・胃ろう)
- ・気管切開部の管理・人工肛門等の管理・導尿・血糖値測定・インスリン注射

・その他、教育委員会及び富山市立学校医療的ケア運営協議会との協議により認めたもの

④ 看護師派遣の対象としないケアの内容

- ・看護師の技術指導を必要とせず自分で実施可能なケア
- ・看護師でなくても対応が可能なケア
- ・日常的でない医療的ケア

⑤ 受入れ対象校

原則、全ての市立小・中学校を対象とします。

⑥ 実施場所及びその範囲

医療的ケアは、学校敷地内で行われるものを対象とし、校外学習や修学旅行、宿泊学習等、学校の敷地外で行われる活動を除きます。

⑦ 医療的ケアの実施方法

訪問看護ステーション等の看護師が医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で、教職員や保護者の協力を受けて医療的ケアを実施します。

⑧ 実施日及び時間

実施日:学校授業日 実施時間:原則 8:30~15:30 の在校時間帯

※看護師を派遣する日程(日、時間、実施回数)については、学校長、保護者、教育委員会の協議を踏まえ、教育委員会が総合的に判断します。

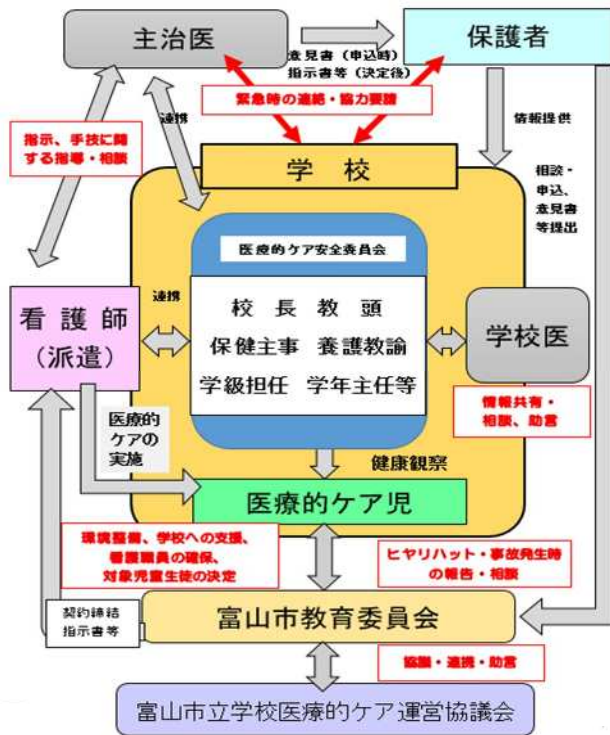
⑨ 次のような場合には、医療的ケアが実施できないため、保護者に対応を求めます。

- ・看護師に突発的な事象が発生した場合
- ・看護師の変更が生じた場合
- ・看護師の人員が不足し、医療的ケアが安全に実施できる体制が整わない場合

⑩ 保護者の責務・役割・理解について

- ・児童生徒の状況等に関する情報提供や面談を行う
- ・医療的ケアの内容に関する新たな情報(主治医の意見や健康状態の変化等)をすみやかに学校へ伝達する
- ・看護師の不在等により、学校での医療的ケアが実施できない場合があることへの理解
- ・緊急時の対応や連絡手段について事前に協議すること
- ・入学後、必要に応じて物品や費用の負担について調整が必要なことへの理解
- ・保護者は、医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように準備・点検・整備を行う
- ・登校時、保護者又は児童生徒と教職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)を確認し、不備がある場合には、整うまで教育を行うことができないことへの理解
- ・医療的ケアを行う際に出た廃棄物は、原則保護者又は児童生徒が全て毎日持ち帰ること

学校における安心・安全な医療的ケア実施のための連携イメージ【図1】

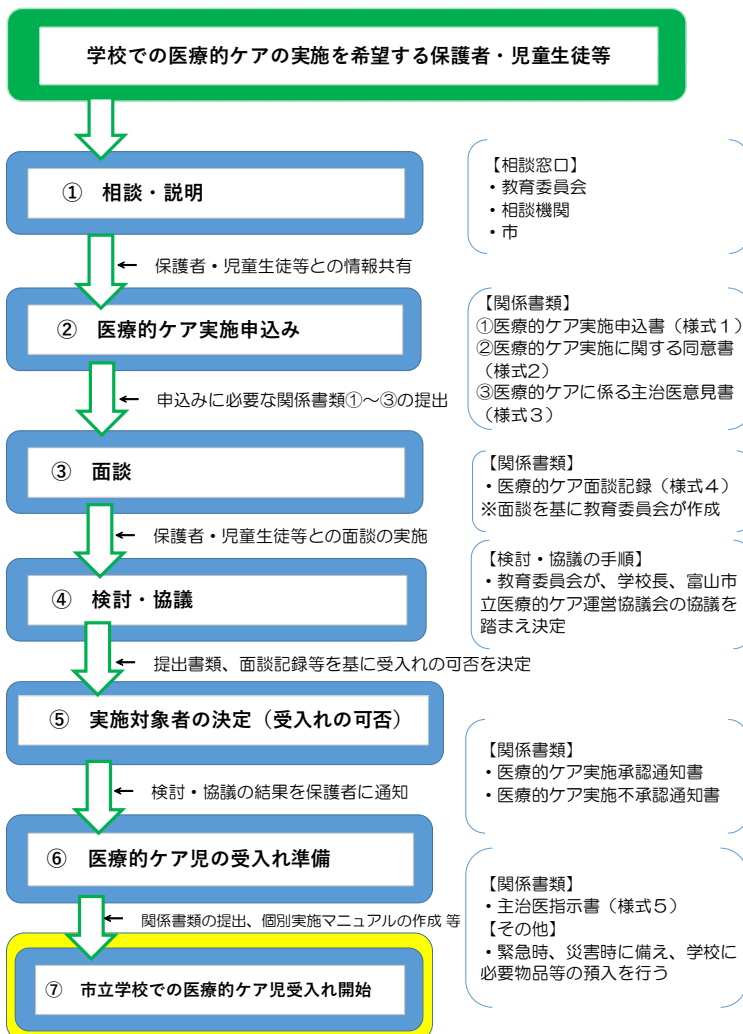


市立学校における医療的ケア児の受入れに関して、主治医、医療的ケア児、保護者、看護師、学校、教育委員会等の関係者の連携について示したものです。

それぞれの関係者が医療的ケア児を安全に受入れ、適切な医療的ケアを行うための体制を整備するとともに、それぞれに役割を分担し、必要な情報共有を行いながら対応します。

(2) 医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ【図2】

富山市立学校における医療的ケア児の受入れまでの基本的な流れ



市立学校での医療的ケアの実施を希望する医療的ケア児とその保護者に向けて、相談、申込み、受入れまでの一連の手続きとその流れについて、基本的な事項をまとめたイメージ図です。

学校と教育委員会は、医療的ケア児の相談や受入れにあたり、保護者の了解のもと、関係機関(医療機関、療養機関、富山市消防局、市の関係部局)と連携を図れるよう必要な情報を共有し、支援を進めます。

(3) 学校での医療的ケア実施体制および対応

① 医療的ケアの安全実施体制等の整備について

医療的ケアを実施する学校は、「医療的ケア安全委員会」を設置し、組織的な実施体制を構築するとともに、学校における医療的ケア実施要項を策定します。

委員会の組織及び運営、実施要項は、学校長が別に定めます。

② 医療的ケア実施に関する情報の共有

学校では、医療的ケアに係る主治医意見書、主治医指示書内容を確認し、主治医の助言を受け、医療的ケアを実施し、医療的ケアに関する情報は、校長、教員等の職員間で共有するとともに、必要に応じて、保護者同意の上、専門機関等に意見を求め共有します。

③ 関係書類の作成及び見直し

学校等は、情報共有した内容を基に、保護者に確認し、合意形成を図りながら、関係書類を作成するとともに、必要に応じてその見直しを行います。

○関係書類

- ・個別の実施マニュアル
- ・個別の緊急時対応マニュアル
- ・個別の教育支援計画

④ 学校関係者の役割

児童生徒が学校内で安全に医療的ケアを受けながら、集団生活の中で快適に過ごせるよう、校長をはじめとした管理職、教員、その他教育に関わる全ての職員が役割分担し、連携して対応します。

⑤ 実施環境の整備

医療的ケアは、衛生面、安全面、および児童生徒のプライバシー等に留意した適切な環境で実施します。また、ヒヤリハット・事故等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制を整備し、学校を管轄する教育委員会へ情報共有を図ります。

⑥ 関係書類の管理

児童生徒の医療的ケアの実施に関する書類は、「小(中)学校児童(生徒)指導要録」と同様に学校において卒業・転出後5年間保管します。

⑦ 緊急時及び災害時の対応等

教育委員会は、児童生徒の救急搬送に備え、医療機関のシステム(MEIS)への登録を確認するとともに、富山市消防局にも情報提供を行い、学校は、緊急時に対応するため、事前に「個別の緊急時対応マニュアル」を定め、緊急時には、マニュアルに記載されている手順に従って対応します。

4 策 定

令和6年3月

(富山市立学校医療的ケア運営協議会委員等監修のもと、教育委員会で策定)